

# こんな消費者トラブル ありました!



市民生活課市民生活係  
☎0824・73・1154

架空請求はがきに関する相談が  
後をたちません

## ◎相談事例

民間訴訟告知センターというところから、身に覚えのない内容のはがきが料金後納郵便で届いた。連絡をしなれば「給料の差し押さえ」や「不動産の差し押さえ」をすると書かれている。訴訟の取り下げ最終期日が間近に迫っているが、どうしたらよいか。

## ◎相談者へのアドバイス

架空請求のため、連絡をせず無視するよう伝えました。

## ◎架空請求の被害に遭わないために

架空請求の特徴を知っておきましょう。

▼給与の差し押さえなど、消費者の不安をあおる。

▼「個人情報保護」等を理由に周囲に相談させないようにする。

▼公的機関のような名称を名乗る。

▼「料金後納郵便」により、あたかも公的機関から送付したように装うケースもある。

## ◎対処方法

相手に連絡をせずに、「無視」してください。

架空請求に関する相談は庄原市消費生活センターへ。

☎0824・73・1228

【平日9時～16時(12時～13時は除く)】

## <架空請求はがきの見本>

### 消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(す)■■■ 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。尚、書面での通知となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 令和1年■■月■■日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター

東京都千代田区内幸町■■■■

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-■■■■

受付時間 9:00～20:00(日、祝日は除く)